

東日本大震災に対する支援活動

3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）により犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

私たち福祉関係者は、全力をあげて被災者への支援、被災地の復旧・復興への支援活動に取り組んでまいります。

3月11日14時46分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生しました。

この地震により東日本の広い範囲で強い揺れが観測され、太平洋沿岸を中心に高い津波が発生し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害が出ています。

本会では、全国の社会福祉協議会とともに社協が有する機能を最大限に活かし、市町村社協とともに被災者の生活再建に向けた支援活動を行っています。

地震発生から今日までの本会の支援活動についてまとめました。

福島県災害ボランティアセンターへの支援

3月15日、全国社会福祉協議会の主催により「東北地方太平洋沖地震に伴う災害ボランティア活動等に関するブロック幹事県・市社協協議」が開かれ、特に被災

害の大きい岩手県・宮城県（仙台市を含む）・福島県の3県に対し、全国の社協職員の派遣による支援を行うこととなりました。

これにより、本会は九州ブロックの一員として、福島県社協及び福島県内の各地域に設置される災害ボランティアセンターの設立から運営支援について職員を派遣し、支援活動を開始することとなりました。

被災地への職員派遣については、4月18日現在までに市町村社協職員の協力者も含めて、6クール12名の派遣を行っています。

沖縄県受入被災者支援見舞金給付事業の実施

沖縄県では、県内に避難してきた世帯に対し、支援見舞金の給付を実施することにし、その相談、給付事務を本会及び市町村社協にて行うことになりました。

詳細については、**16ページ**をご覧ください。

「レポート」福島県田村市災害ボランティアの現場より

4月6日から4月11日の6日間、福島県田村市社協に設置された災害ボランティアセンター（以下災害VC）で支援活動を行いました。主な業務は、地元社協のボランティア・コーディネーターのサポートや、避難所でのボランティア活動のコーディネート、避難所では、地元の高校生・大学生や市民の方々を中心に、子どもスペースの運営や移送サービスの提供、傾聴活動や物資の整備等様々な活動が行われていました。そのなかで、介護の必要な方への支援について、ボランティアが果たした役割を紹介します。

■忘れられがちな要介護者

市内の避難所の一つでは約280名の住民のなかに、介護の必要な方が7名いらつしました。介護ベットの利用したり、おむつ交換が必要だったり、

夜中大きな声を出されることもあり、「介護ルーム」が配置され、7名の方々とご家族はその部屋で避難生活を送られていました。

そこには、介護福祉士の資格を持つ方や一般市民の方が、ボランティアで家族の介護負担を軽減するお手伝いをしていました。避難所に特別な支援ニーズのある方々の空間をつくることはとても大事なことです。他の避難者との情報格差が生まれ、避難者同士の助け合いの輪から忘れられたりということも起きてしまいます。ボランティアが寄り添うことで、家族介護の大変さや声にあげられていなかったニーズが拾いあげられます。「3週間お風呂に入っていない」「3食おかゆしか食べていない」「朝炊き出しがないため、おかゆを温めることができない」「ずっと便秘が続いているが、家族に負担をかけるため我慢している」「家族が介護に疲れき

緊急小口資金特例 貸付の実施

通常、低所得世帯に対して当座の生活費の貸付を行う緊急小口資金について、国は今回の震災被害の甚大さに鑑み、被災世帯もその貸付の対象に含める等の特例措置を講じました。

(1) 本県へ避難されてきた被災者に対する貸付相談
福島県いわき市より本県にいる親戚を頼って避難してきた世帯への貸付をはじめ、4月18日現在の貸付決定件数は9件となっています。

(2) 職員派遣による福島県内での貸付相談支援

災害VC支援と同様に緊急小口資金特例貸付業務においても福島県に本会職員並びに市町村社協職員を派遣して、現地での貸付相談業務支援を行っています。

被災地では市町村社協の貸付相談窓口を拡大し、集約的に被災世帯の貸付ニーズに応えています。

ボランティア活動を 希望する県民への 情報提供

震災後、県民から被災地でのボランティア活動を希望する問合せが本会にも多数寄せられました。

被災地のボランティア募集状況や募集内容は、日々変化しています。

本会では沖縄県ボランティア・市民活動支援センターを中心に各被災地の災害ボランティアセンター開設状況や県外からのボランティア

の受け入れ態勢の整備状況など、情報収集に努めながら、災害ボランティア活動の準備&心得についても情報提供しています。

また、ボランティア活動を行う場合は、ボランティア活動保険への加入も大切であることから、活動を希望される方は、最寄りの市町村社協へのご相談をお願いしています。

詳しくは、県ボランティア・市民活動支援センターのホームページをご覧ください。

緊急小口資金特例貸付

●貸付対象

東日本大震災により災害救助法の適用となった地域並びに被災したため特例措置が必要な地域として都道府県知事が指定した地域に住所を有し、当面の生活費を必要とする世帯。(福島原発事故による避難者も含まれる)

●貸付限度額

原則10万円以内。ただし特別な場合は20万円以内。

●貸付に必要な書類

①本人確認及び被災地に住所を有していたことが照明できるもの。例) 運転免許証、健康保険証
②印鑑 ※①・②が用意できない場合でも相談可能。

●償還について

据置期間：貸付の日から1年以内
償還期間：据置期間経過後、2年以内

●貸付の相談・手続き先

避難先の市町村社会福祉協議会

って介護放棄の恐れがある「etc...」このようなニーズにボランティアが対応するのですが、それだけではボランティアの負担が大きくなってしまいます。朝7時から夜までボランティアがずっとつきつきりでサポートをしている日々が続いていました。

在宅で介護保険制度を利用していた方もいましていなくなった人もいます。ボランティア・コーディネーターはそれぞれの方々の状況を読みとり対応します。例えば、地元のJC(日本青年会議所)の方に電子レンジを手配して頂き、家族の方の朝のおかゆづくりが楽になりました。また、避難所の責任者である行政や地域包括支援センターにつないだり、同じ避難所にいる住民の方々に協力を求めるような活動を行いました。避難所は「居宅」でありヘルパーを入れられること、1割の自己負担について免除等の災害時の特例が必要なこ

となど、制度をしつかりと被災者へ合わせていくような提案も重要でした。

■災害ボラセンの役割とは

被災者主体の災害ボランティアセンターとは、避難されている方々の様々な個別の生活課題に、ボランティアだからできるきめ細かい丁寧な支援をつなげていくこと、そしてそこで把握した課題や必要な仕組みを、被災者支援を行う行政や他の団体へしっかりとつなげていく活動であることを痛切に感じました。

(西智子@県社協、地域福祉部、県ボラセン)



介護ルームの様子。音楽室を利用しています。